



< リース資産・リース債務 >

改正された建設業法施行規則等が平成22年4月1日から施行されて、新しい財務諸表には、リース資産・リース債務が追加される予定です。(詳しくはワイズ公共データシステム株式会社ホームページ参照 <http://www.wise-pds.jp/news/news2010020301.htm>)

リース取引については、新「リース取引に関する会計基準」が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用され、法人税法におきましても、平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース取引から所有権移転外ファイナンスリース取引が売買取引に準じた処理をすることとなりました。従来、賃貸借処理が多かったリース取引も通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理への転換がかなり進んでいるものと推察されます。そこで、リース取引が賃貸借処理から売買処理へ変更したことによる「経審」への影響をまとめてみました。(ただし、財務諸表表示上の問題点に限る。)

まず、所有権移転外ファイナンスリース取引が賃貸借処理から売買処理に変更されると、リース資産・リース債務が貸借対照表に計上(オンバランス化)されますので、固定資産と負債が増加します。負債の増加は総資本の増加につながります。(右図参照)

資産	負債		資産	負債
		→	リース資産	リース債務
	純資産			純資産

固定資産、負債、総資本の増加は、下の各指標の点数を下げます。特に、新経審では、負債の増加による影響が大きくなっています。なお、営業キャッシュフロー(X7)はよくなります。

固定資産の増加	→	自己資本対固定資産比率(X5) (自己資本がプラスの場合)	↓	下がる
負債の増加	→	負債回転期間(X2) 総資本売上総利益率(X3) 自己資本比率(X6) (自己資本がプラスの場合)	↓	下がる

また、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、右の表の右欄のようにリース資産リース債務をリース料総額で計上し、支払利息を計上しない方法が認められています。(リース取引に関する会計基準の適用指針31)この場合には、資産負債が利息分だけ大きく計上されますが、支払利息は計上されず、純支払利息比率(X1)で点数が下がることはありません。新経審では、純支払利息比率(X1)の影響が大きいので注意が必要です。ただし、売上総利益(減価償却費が売上原価に計上された場合)や営業利益は下がります。

(ファイナンス)リースは、別名「物融」ともいい、物で融資するものです。リースは借金と考え、安易に契約することは慎まなければなりません。また、リース資産に重要性が乏しい場合には、従来通り賃貸借取引で処理することも可能となっています。(リース取引に関する会計基準の適用指針34、35)

リースに対する自社の対応をしっかりとまとめておきましょう。 WISENET編集部 松村 清(税理士)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース料 月額1,000 総額60,000 5年
見積現金購入価格 48,000 耐用年数 8年

X1年4月1日 リース取引開始日

リース資産 48,000 リース債務 48,000

リース資産 60,000 リース債務 60,000

X1年4月30日 第1回支払日

リース債務 634 現金預金 1,000
支払利息 366

リース債務 1,000 現金預金 1,000

X2年3月31日 第12回支払日 決算日

リース債務 689 現金預金 1,000
支払利息 311
減価償却費9,600 減価償却累計額9,600

リース債務 1,000 現金預金 1,000
減価償却費12,000
減価償却累計額12,000

送信先宛名変更(右欄に変更後の宛名をご記入ください)

今後「Wise FAXNET」送信不要

FAX 送信はこちらまで 0269-65-4745

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名とご担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名

TEL

FAX